

平成 17 年 6 月 2 日

## 民間法制・税制調査会

起草責任

|                 |       |
|-----------------|-------|
| さわやか福祉財団理事長・弁護士 | 堀田 力  |
| 租税訴訟学会会長・弁護士    | 山田 二郎 |
| (財)公益法人協会理事長    | 太田 達男 |

## 建 議 書 ( 各 論 )

私たち民間法制・税制調査会ワーキンググループは、政府税制調査会が寄附金控除などに関し画期的な方向で検討されていることを高く評価しつつも、より民間の活力を引き出すためになお残されている多くの課題について、有効で、整合性がとれている非営利法人税制が構築されるよう、去る 5 月 9 日付建議書(別添)に付加して、次のとおり提言します。

### 1 「非営利法人」に対する課税のあり方

(「公益性を有する非営利法人」の取扱い)

- 公益性の判断基準の客観的ルール化の検討を、早急に行うべきである。
- 新公益法人の本来事業(公益性を有すると認定された事業)は非課税とし、本来事業以外の事業で、収益を得ることを目的とし、かつ、民間営利事業と競合する事業のみに課税するのが適当と考える。

(その他の「非営利法人」の取扱い)

- その他の「非営利法人」であっても、収益を分配せず、その特定の享受者がいないのであるから、課税の基本原則に従い、原則非課税とすべきである。
- 共益活動のために拠出される資金は、対価性のない会費だけでなく、これに並ぶ機能を持つものとして寄附金があり、また共益の受益者が多い場合には、補助金や助成金もある。これらの資金は、事業の対価として得た収益ではなく、すべて事業に投入される点において共通しており、いずれも営利事業の収益とは性質を異にするものであるから、課税すべきではない。

- 収益を分配しない建前にしつつ、役員等に対する事実上の利益供与などにより実質的に収益の分配を行っている法人は、実質的に営利法人と同じであるから、税務当局において非営利性を否認し、原則課税を行えることとするのが相当である。

## 2 公益法人等に共通する課税上の諸論点

### （収益事業課税方式）

- 収益事業は、第三者機関により公益性を認定された事業（本来事業）以外の事業であって、営利事業と競合するものをいう。

たとえば、

役職員に対し報酬を支払わず、無償で又は謝礼金（スタイペンド）を支払ってその労力の提供を得ることにより、事業の継続が可能となっている事業、及び

営利事業の提供するサービスに対する対価を支払うことができない者に対し、実費あるいは謝礼金程度の負担を求めて同種のサービスを提供する事業

については、営利事業と競合しないから、収益事業に当たらない。

### （軽減税率及びみなし寄附制度）

- 軽減税率の廃止は、本来事業非課税及びみなし寄附 100 パーセントと合わせて実現してこそ、理屈が通ることとなる。
- みなし寄附金の算入額については、新公益法人が営利法人と同等の会計処理が認められるとすれば、収益事業の収益金は 100 パーセント公益事業と通算できるのであるから、100 パーセントとすべきである。

### （利子・配当等の金融資産収益に対する課税）

- 公益法人の金融資産の運用益は、収益獲得手段の自由な選択肢の一つとして得られたものではなく、用途を制限された資産の果実として生じたものであり、本来の公益目的実現のための基本的な活動原資であるから、課税すべきでない。

一般の収益事業の場合における課税理由としての営利競合には当たらない（収益の分配、収益の蓄積を目的とせず、公益目的のために費消することのみを目的とするもので、金融業と同一視することは論外であ

る。〕

なお、海外においても、保有金融資産の利子・配当収入は、本来の公益目的に積極的に費消される限り、課税対象から除外されるのが原則である。

### 3 寄附金税制のあり方

（寄附金税制の仕組みのあり方）

- NPO法人のパブリック・サポート・テストについては、対価性のない会費、寄附金、補助金、助成金などの拠出がなければ事業の必要経費をまかなえない事業は、営利事業としては成り立たないものであること、及び、それらの拠出があることは、その事業の遂行については直接又は間接にパブリックの支持とニーズがあるという事実を示していることという観点から、実態に合わせて簡便な公式を立ててはどうか。

また、その事後チェックは、決算が公式を満たすか否かの客観的基準によって行うべきではないか。

（寄附金控除等の取扱い）

【 国税（所得税・法人税） 】

- 新公益法人に対する寄附金の控除又は損金算入の枠を拡大し、かつ、繰り越しを認めるべきである。

【 地方税（個人住民税） 】

- 年を追って隆盛になりつつある民間公益活動の実態をみれば、それによる行政の反射的利益は、国よりも地方自治体の方が圧倒的に大きい。よって地方自治体共通の利益を実現するために、個人住民税の所得割部分について、国税と同等もしくはそれ以上の寄附金控除をすべきである。

（その他）

- すべての財産の新公益法人に対する寄附（遺贈及び相続財産の贈与を含む。）については、相続税又は贈与税を課さない。
- みなし譲渡所得については、利益を実現しないまますべてを公益のために供するのであるから、これに課税しない。

■ 民間法制・税制調査会ワーキンググループメンバー

(本建議書は、下記メンバーの議論に基づいて作成された。)

赤塚和俊 (公認会計士)

雨宮孝子 (明治学院大学大学院教授)

石川睦夫 ((財)住友財団専務理事・事務局長)

太田達男 ((財)公益法人協会理事長)

片山正夫 ((財)セゾン文化財団常務理事)

川端康之 (横浜国立大学大学院教授)

田中尚輝 (市民福祉団体全国協議会事務局長)

濱口博史 (弁護士)

浜辺哲也 (公務員)

堀田 力 ((財)さわやか福祉財団理事長・弁護士)

松原 明 (シーズ＝市民活動を支える制度をつくる会事務局長)

三木義一 (立命館大学法学部・大学院教授)

山田二郎 (租税訴訟学会会長・弁護士)

大和 滋 ((社)日本芸能実演家団体協議会芸能文化振興部部長)